

人権

住友大阪セメントグループ人権方針

私たち住友大阪セメントグループは、住友の事業精神と、当社グループの企業理念に基づき、高い社会規範の意識と企業倫理を持って事業活動を行うことを基本としています。こうした中、人権尊重が経営の根幹であり、最も重要な課題の一つであると認識して、2023年8月に「住友大阪セメントグループ人権方針」(以下「本方針」)を策定しました。本方針は、私たちが事業活動において人権を侵害することがないよう、公平公正に行動する上での考え方を明確にするものです。

私たちは、当社グループが事業活動を通じて直接・間接的に人権への負の影響を及ぼす可能性があることを認識し、当社グループ各社の全ての役員・従業員およびステークホルダーの人権を尊重する為の継続的な取り組みをグループ全体で推進するよう努めます。

国際規範の尊重

- 私たちは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の考え方に則るとともに、次の国際的な規範を支持し、尊重します。
- ・国際人権章典(世界人権宣言および国際人権規約)
 - ・国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」

また、日本国内はもとより、事業活動を行う国・地域で適用される法令・規則を理解し遵守します。当該法令・規則が国際規範と矛盾する場合においても、国際的に認められた人権を最大限に尊重する為の方法を追求します。

適用範囲

私たちは、当社グループ各社のすべての役員・従業員が、人権を尊重される立場であるとともに、人権を尊重すべき立場であることを認識し、本方針に基づき人権尊重の取り組みを進めてまいります。また、ビジネスパートナーおよびその他の関係者に対しても、本方針の理解と支持を期待し、私たちと同様の人権尊重の取り組みを働きかけてまいります。

人権デュー・ディリジェンス

私たちは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを通じて、当社グループが直接・間接的に及ぼす可能性のある人権への負の影響を特定・評価し、防止・軽減を図るよう努めます。また、取り組みの実効性を継続的にモニタリングし、改善してまいります。

是正・救済

私たちは、その事業活動を通じて人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれを助長したことが明らかとなった場合には、適切かつ効果的な手続きを通じて是正・救済に取り組みます。

対話

人権への影響に適切に対応していく為には、事業活動において人権への影響を受ける、あるいは受ける可能性があるステークホルダーを認識することが重要であると考えます。私たちは、ステークホルダーと適切なタイミングで事業活動に関連する人権課題を共有し、双方向での対話と協議を継続的に行うなど、協力して解決に努めます。

情報開示

私たちは、本方針に基づく人権尊重の取り組みの状況について、当社ホームページ、統合報告書などを通じて開示します。

理解浸透・教育

私たちは、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、すべての役員・従業員に対して幅広く教育・啓発を行います。また、ビジネスパートナーおよびその他の関係者に対しても、本方針を共有し、理解・浸透を図ってまいります。

本方針に基づき、人権尊重に対するコミットメント遵守の為に、取締役会の監督のもと、取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会の中に設ける労働・社会部会が計画立案とその進捗管理を各部門と連携して行ってまいります。

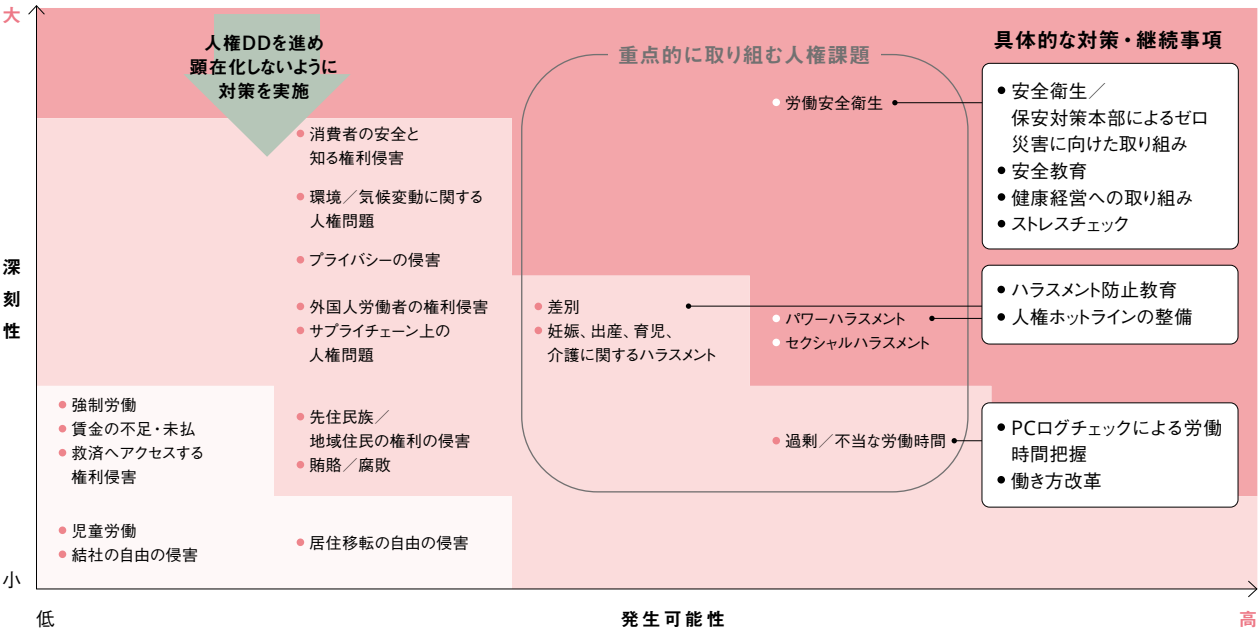
人権リスク評価マップ

人権方針に沿って、当社グループおよびサプライチェーンにおける人権尊重の取り組みを推進する為、人権リスク評価マップを策定しました。以降、定期的にレビューを行いながら、これら重点課題への活動を継続していきます。

策定のプロセス

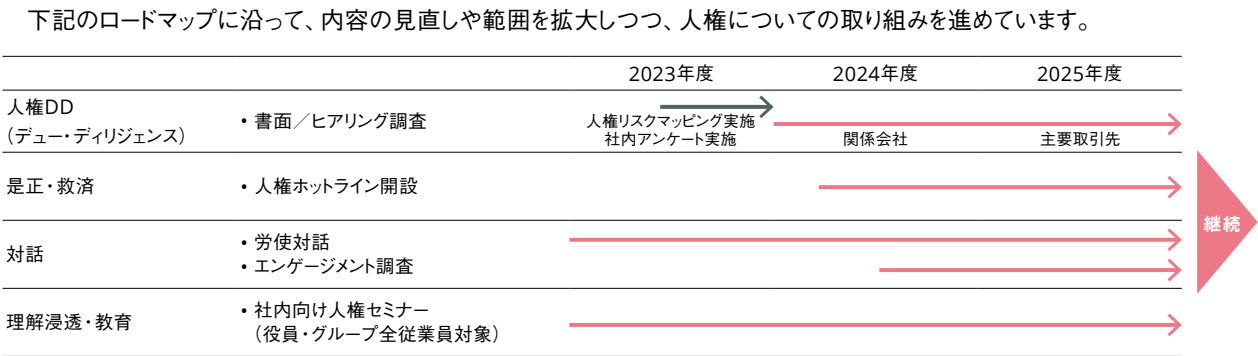
各部署から中堅の担当社員を招集してワーキンググループを開催し、サプライチェーンを含んだ事業上の人権リスクの洗い出しを実施しました。人権リスクの「深刻性」と「発生可能性」を分析し、部門間で整理を行いました。以下の表の通り当社グループにとって影響度が高い人権リスクを抽出し、対策についても明記しています。

人権リスク評価マップ(住友大阪セメントグループ 2023年度)



【評価マップ上のリスク項目の補足説明】
● 強制労働＝処罰の脅威によって強制して働かせること ● 救済へアクセスする権利侵害＝救済ホットラインへの接続を意図的に遮断 ● 結社の自由の侵害＝労働加入の権利を侵害、団体交渉に応じない、外国人加入を認めない ● 消費者の安全と知る権利侵害＝消費者の心身の健康を害するような製品・サービスの提供 ● 環境／気候変動に関する人権問題＝工場周辺地域の環境破壊や大気・土壌汚染や水質汚濁 ● プライバシーの侵害＝個人情報について本人の了承を得ずに公開 ● サプライチェーン上の人権問題＝取引先従業員によりその下請先企業従業員に対するハラスメント発生、取引先(上流／下流)が自社内で引き起こす人権侵害 ● 居住移転の自由の侵害＝本人の意思に反し居住地や異動を決定、事業用地開発の為、住民の立ち退き ● 差別＝人種、性別、言語、宗教、政治的、他で不利な立場に置くこと

人権方針策定後の取り組み



品質

品質に関する考え方

住友大阪セメントグループは、セメント事業、光電子・新材料事業、それぞれの事業分野で、品質を重視し、お客様の要求に迅速に対応する品質保証体制を構築しています。

セメント事業では、セメントの用途がダムなどの大型構造物から各種コンクリート製品まで多岐にわたることから、使用目的に最適な性能を持たせなければなりません。当社グループは、長年のセメント製造技術により構築された品質保証体制のもと、お客様の要求を満たし、かつ安心してご使用いただける品質のセメントを安定的に供給することを第一と考えています。その為に日々の製品管理を徹底し、製品品質の安定化と更なる向上に努めています。

品質保証体制

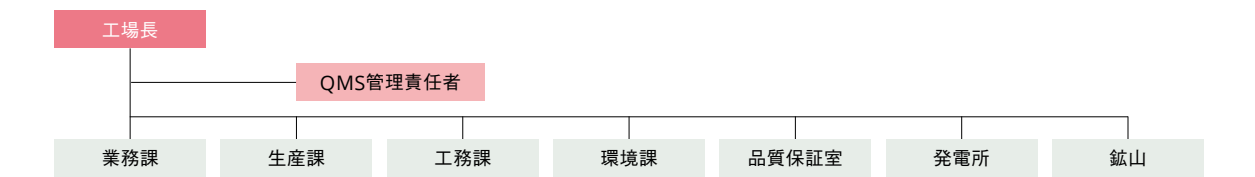
当社グループのセメント製造工場では、ISO9001(品質保証の国際規格)に則った品質マネジメントシステム(QMS)の認証を取得し、品質保証体制を構築維持しつつ、継続的改善に取り組んでいます。ISO9001の認証は、栃木・岐阜・赤穂・高知・八戸セメント(株)の5工場と、光電子・新材料事業部および秋芳鉱業(株)など一部の関係会社で取得済みです。

品質への取り組み(セメント事業)

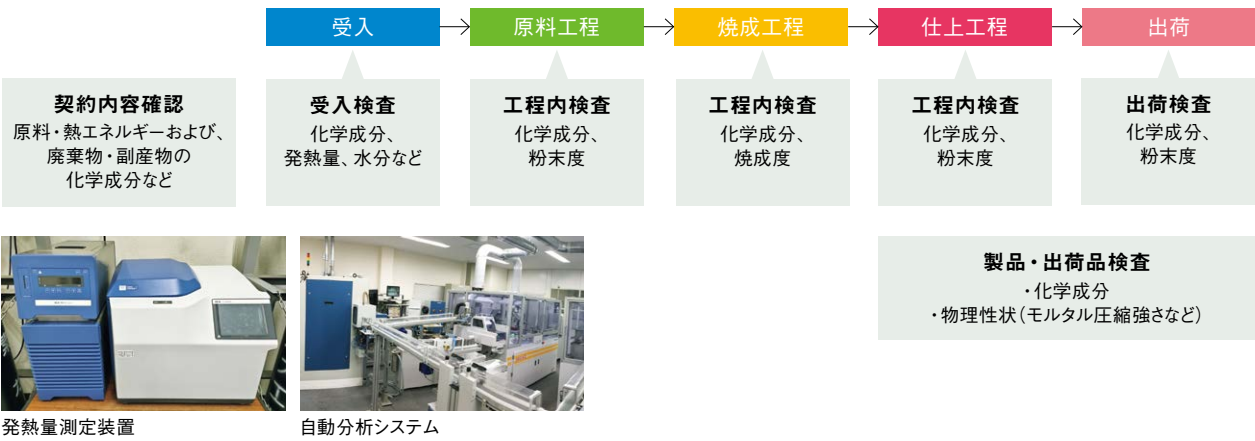
工場のQMSは、工場組織図に示す各部門の責任と権限を定めて運用されています。工場の品質管理は、製造フロー図に示す通り、原料・熱エネルギーと廃棄物・副産物の受入検査からセメント製品の出荷検査まで一貫して行っており、赤穂工場内の分析センターとも連携して精度の高い検査を実施しています。また、安全に使用していただけるよう製品固有の危険有害情報を記載したSDS(安全データシート)などを提供しています。

工場組織図

QMS管理責任者は工場長直轄として工場の品質方針を場内に周知するとともに、顧客要求事項に対する全社員の認識を高めさせることで本システムの確立・維持に努めています。

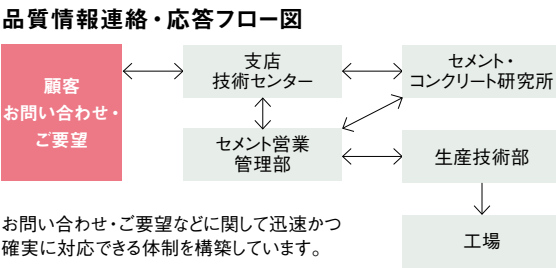


工場の製造フロー図と品質管理



顧客との関係(セメント事業)

品質情報連絡・応答フロー図にある各部門は定期的に情報交換の会議を行うなど、顧客情報を社内関係部署へ確実に伝達する仕組みにより、お客様との関係を深めることに努めています。また、この仕組みは、製品開発やお客様からのクレーム対応にも活用しています。



お客様との技術交流(セメント事業)

地域を超えた技術と人の交流を図ることを目的に、「住友大阪生コン会技術報告会」を隔年で開催しています。この報告会では、コンクリート分野の最新トピックスや技術動向に関する講演に加え、全国のお客様からも貴重な研究成果をご発表いただき、毎回200名近い方々にご参加いただいています。また、各地区において技術会が組織されており、お客様と連携して技術力の向上を図っています。

公正な取引

当社グループでは、「品質と信頼性」をテーマに魅力ある製品を作り上げていくパートナーとして、取引先に対する基本方針を、以下のように定めています。

購買の基本方針

オープン	優れた実績のある取引先との取引関係を維持するだけでなく、常に新しい取引先からの購入も心がけています。この為、資材調達関連情報を公開していきます。
公正	取引先については、品質、価格、納期、安定供給、アフターサービス、既設設備との技術的な整合性ならびに取引の実績などを総合的に勘案し、公正・公平な評価に基づいて選定します。
法令の遵守	購買取引を行うにあたって、全ての関連法規を遵守するとともに、その精神をも尊重して業務を遂行します。
相互信頼	公正な購買取引を通じて、取引先の方々と良好な相互信頼関係を築くことを目指しています。
社会への貢献	住友大阪セメントグループは、購買取引を通じて、取引先の方々とともに社会に貢献していくことが大切であると考えています。

上記の購買の基本方針のもと、サプライヤーをはじめとする取引先や事業でのパートナーに対し、人権を尊重し、強制労働・児童労働を防止することや国籍・性別などによる差別を防止することを求めるとともに、安全・衛生や環境保全に配慮した購買活動を通じて、バリューチェーンにおいてともに社会的責任を果たしていきます。

パートナーシップ構築宣言への賛同

当社は、内閣府・中小企業庁などが推進する「パートナーシップ構築宣言」に賛同しました。全社で取引先に働きかけることによりサプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模などを超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。加えてさまざまな要因による経済的影響を可能な限り軽減できるよう、価格の決定や支払いの条件、働き方改革への対応において取引の適正化に取り組むことにより、未来志向のパートナーシップ構築に取り組むことを宣言します。



安全への取り組み

住友大阪セメントグループは、社員が安心して働くことができるように、安全・健康で働きやすい快適な職場環境づくりに努めています。

安全衛生・保安対策 基本方針

従業員の安全衛生は企業存立の基盤をなすものであり、安全衛生の確保は企業として重要な責務であると考えます。当社グループは、安全に厳しい企業として災害ゼロを目指しています。その為に、「安全に厳しい風土づくり」として、協力会社も含めて不安全行動の解消と不安全状態の撤廃に協力会社と一丸となって取り組むことで、安全衛生水準の更なる向上と快適な作業環境の維持・形成を図ります。

2024年度重点実施項目

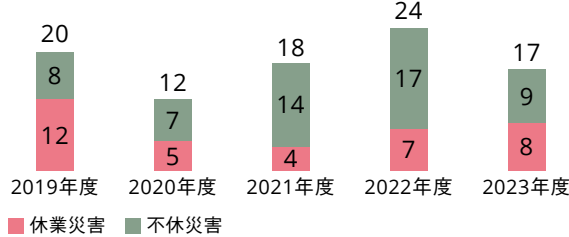
1. 災害の撲滅
 - 1) 慣れによる不安全行動(油断・不注意)の防止
 - 2) 繰り返し災害の撲滅
 - 3) 職場の安全レベル向上
 - 4) 安全感覚(危険を感じる感性)の向上
 - 5) 熱中症予防強化
2. 人に優しい健康な職場づくり
3. 交通災害(通勤途上災害)の撲滅
4. 労働災害情報データの整備

安全衛生定量目標

- 死亡災害0件(2023年度実績:0件)
- 休業災害の発生する事業所数を全体の2割以下(2023年度実績:37%)
- 不休災害を含めた災害の発生する事業所数を全体の3割以下(2023年度実績:47%)

災害発生件数推移

(件)



安全衛生・保安対策本部 管理体制

当社グループでは、全社の安全衛生・保安対策本部を設置し、対策本部によるPDCAのほか、必要に応じた組織横断的な連絡会の実施など、安全に対する一層の取り組み強化を行っています。

直近5年間の災害発生状況からの課題認識と取り組み

当社グループにおいて発生した災害の型別分析では「はさまれ・巻き込まれ」が多く、全体の4割近くを占めています。その中でも、運転中の機械へのはさまれ・巻き込まれ災害が依然として発生しており、「動いている機械に手を出さない」という基本ルールが守られていない状況です。繰り返し災害を防止する為に、駆動部分やその周囲の安全化や体感教育にて危険を疑似体感してもらうなど設備・人の両面から災害防止に取り組んでいます。

また、発生した災害を経験年数で分析すると、経験5年未満の災害が5割近くを占めている為、特に経験の浅い方には体感教育や、ヘルメットの識別による周囲からの声掛け促進に加え、一目でわかり易い安全パンフレットの作成など、経験の浅い方に向けた取り組みを強化していきます。

国内で増加傾向にある熱中症災害については当社においても2018年より毎年発生しており、作業場所への送風機設置やWBGT測定値・冷却機能付き作業着の活用、始業前の体調確認など作業環境管理・作業管理・健康管理それぞれの面から対策を行ってきました。加えて、熱中症の原因である深部体温(身体の内部の温度)の上昇を抑制する取り組みを2024年度より試験的に開始しました。

安全教育

当社では、「労働者の安全と健康を最優先する企業文化」である「安全文化」を定着させるべく、各階層ごとでの安全教育に力を入れています。協力会社に対しても入構教育や危険体感設備を使用した安全教育を実施しています。

安全への取り組みの詳細 <https://www.soc.co.jp/csr/csr09/>

情報開示

株主・投資家の皆様とのコミュニケーションには、正確かつタイムリーな情報開示により、住友大阪セメントグループの現況や経営計画をご理解いただくことが不可欠です。また、幅広く当社グループの事業内容をご理解いただくことも重要と考え、説明会、見学会などさまざまなツールを用いてIR活動に努めています。

ディスクロージャー・ポリシー

基本方針

当社は、適時・適正かつ公正・公平な情報開示を行います。株主をはじめステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては、平易かつ具体的な記載を行うよう努めます。

開示方法

当社は、金融商品取引法などの関係法令を遵守し、東京証券取引所の「適時開示規則」に基づき、開示が義務付けられている情報は、TDnetおよびプレスリリースを通じて公開するとともに、当社ホームページに速やかに掲示します。

また、「適時開示規則」に該当しない情報であっても、株主、投資家やほかのステークホルダーにとって有用であると当社が判断する情報については、ホームページやメディアを通じて、迅速かつ公平な情報開示に努めます。

沈黙期間

当社は、決算情報の漏洩防止や情報開示の公平性確保の為、四半期ごとの決算において、決算期日の約2週間前より「沈黙期間」を設け、決算に関するコメントおよびご質問への回答を控えています。ただし、沈黙期間中であっても、東京証券取引所の上場規程などに従って、業績や配当予想の修正などに関する適時開示を行うことがあります。

経営に対するフィードバック

当社は、株主や投資家・証券アナリストといった市場参加者と会社側との双方向のコミュニケーションを積極的に行い、当該コミュニケーションにより把握した意見は、IR担当部門が経営陣幹部および取締役会へフィードバックを行い、経営計画の策定に役立てます。

工場見学会の開催

2024年4月に機関投資家・証券アナリストを赤穂工場に迎え、工場見学会を開催しました。当日は現場見学を通じて、工場の概要やセメント製造工程、廃プラスチック・廃油などの熱エネルギー代替廃棄物の収集・使用拡大に向けた設備投資について説明を行いました。また、株式市場からの当社に対する見方や、今後のセメント事業への期待について、工場従業員との活発な意見交換が行われました。



赤穂工場見学会の様子

株主・投資家との対話の実施状況について

機関投資家・証券アナリストに向けて、本決算・中間決算後に決算説明会を開催しています。決算説明会では、経営トップから決算内容を説明するとともに、質疑応答を行っています。その他にも国内外の証券アナリストや機関投資家からの個別取材に対応するなど、株主をはじめとする投資家や証券アナリストへの迅速かつ公平な情報発信と対話を進めることで、市場との情報の非対称性を縮小し、企業価値向上を目指します。2023年度に当社が行った、株主・投資家との対話の実施状況は、次の通りです。

主な対応者

- ・決算説明会: 社長、企画部管理部担当役員、IR担当部門
- ・個別の対話: 企画部管理部担当役員、IR担当部門

対話を行った株主・投資家の概要

国内外の機関投資家と121回、のべ約78社との対話を実施しました。

[上記の内訳の詳細](https://www.soc.co.jp/ir/disclosure/) <https://www.soc.co.jp/ir/disclosure/>

対話における主なテーマ・関心事項

セメント販売価格の値上げの進捗状況、使用する石炭の価格動向、国内セメント需要の動向、静電チャック事業の動向、株主還元の考え方など

対話における意見の経営陣や取締役会に対するフィードバックの実施状況

株主・投資家との対話で把握した意見は、四半期ごとに取締役会へ報告し、改善すべき事項の検討、経営計画・戦略などの策定に役立てています。